



# 熊本県公報

号外 第73号  
令和2年(2020年)  
12月28日(月)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>規 則</b>	
○熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則……………	(税務課) 1
○熊本県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則……………	(税務課) 5
<b>訓 令</b>	
○熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令……………	(税務課) 5

## 規 則

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和2年12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第60号

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則  
 熊本県税条例施行規則(昭和30年熊本県規則第4号)の一部を次のように改正する。  
 別記第2号の2様式中「ゴルフ場利用税納入(付)書」を「ゴルフ場利用税納入書」に改める。  
 別記第3号様式(裏)、別記第3号の2様式、別記第3号の3様式(裏)及び別記第3号の4様式(裏2)中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める。  
 別記第3号の4の2様式(表)中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、同様式(裏)中「氏名(名称)」を「氏名又は名称」に、「住所(所在地)」を「住所又は所在地」に改める。  
 別記第3号の5様式(裏)、別記第3号の6様式(裏)及び別記第13号様式中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める。  
 別記第13号の2様式中「納入(付)すべき」を「納入すべき」に、「納入(付)書」を「納入書」に、「納入(付)してください」を「納入してください」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める。  
 別記第14号様式中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める。

別記第14号の2様式を次のように改める。

別記第14号の2様式(第7条関係)

ゴルフ場利用税更正・決定通知書

第 年 月 日

特別徴収義務者 様

熊本県県央広域本部長 印

地方税法第87条の規定により下記のとおり更正・決定しましたので通知します。

記

指定納期限												
実年 續月	納税者番号									運営形態		
	ゴルフ場名称											
	ゴルフ場所在地											
本 税	期 間 上段：更正等分 下段：既確定分	区 分	再更正額等、更正額等、決定額等			既に納入の確定した額等			差引過不足			
			課税標準(人)	税率(円)	税額(円)	課税標準(人)	税率(円)	税額(円)				
		一般							課税標準 (人)	(①-④)		
		軽減							一般			
		一般							軽減	(②-⑤)		
	軽減							税額⑦=(③-⑥)				
	計	一般 軽減	① ②		③		④ ⑤		⑥	(円)		
加算金	⑧ 過少申告加算金(円)	⑨ 不申告加算金(円)	⑩ 重加算金(円)	納入すべき額 ⑦+⑧+⑨+⑩				(円)				
申告書提出期限												
申告書提出日	更正・決定の理由											
本 税	期 間 上段：更正等分 下段：既確定分	区 分	再更正額等、更正額等、決定額等			既に納入の確定した額等			差引過不足			
			課税標準(人)	税率(円)	税額(円)	課税標準(人)	税率(円)	税額(円)				
		一般							課税標準 (人)	(①-④)		
		軽減							一般			
		一般							軽減	(②-⑤)		
	軽減							税額⑦=(③-⑥)				
	計	一般 軽減	① ②		③		④ ⑤		⑥	(円)		
加算金	⑧ 過少申告加算金(円)	⑨ 不申告加算金(円)	⑩ 重加算金(円)	納入すべき額 ⑦+⑧+⑨+⑩				(円)				
申告書提出期限												
申告書提出日	更正・決定の理由											
納 入 額	本 税 (円)	過少申告加算金(円)	不申告加算金(円)	重加算金(円)	合 計 (円)							

**注 意**

この不足税額及び加算金額については、指定納期限までに別紙納入書により納入してください。

なお、不足税額については、申告納期限の翌日から指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間はその日数に応じ年7.3%の割合(各年の延滞金特例基準割合(地方税法附則第3条の2第1項に規定する延滞金特例基準割合をいう。以下同じ。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し、その期間経過後はその日数に応じ年14.6%の割合(各年の延滞金特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年中における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入してください。

**教 示**

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

なお、審査請求書(2通)は、熊本県知事宛てにして、当広域本部を経由して提出することができます。

2 処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第14号の2の2様式(その1)を次のように改める。

別記第14号の2の2様式(その1)(第7条関係)

ゴルフ場利用税更正・決定通知書

第 年 月 日

特別徴収義務者

様

熊本県県央広域本部長 印

地方税法の規定により下記のとおり更正・決定しましたので通知します。

記

指定納期限		納税者番号		運営形態			
実年	続月	ゴルフ場名称		ゴルフ場所在地			
		本 税	税	税率適用期間 上段：更正等分 下段：既確定分	区分	再更正・更正・決定額等 課税標準(人) 税率(円) 税額(円)	既に納入の確定した額等 課税標準(人) 税率(円) 税額(円)
日～日 一般 日～日 軽減	別紙明細書 のとおり			①	別紙明細書 のとおり	②	
日～日 一般 日～日 軽減	別紙明細書 のとおり			③	別紙明細書 のとおり	④	申告書提出期限 . . . 申告書提出日 . . .
日～日 一般 日～日 軽減	別紙明細書 のとおり			⑤	別紙明細書 のとおり	⑥	根拠法令
計				⑦		⑧	
加算金 ⑩	過少申告加算金(円)	不申告加算金(円)	重加算金(円)	納入すべき額 ⑨+⑩+⑪+⑫	(円)		
本 税	税	税率適用期間 上段：更正等分 下段：既確定分	区分	再更正・更正・決定額等 課税標準(人) 税率(円) 税額(円)	既に納入の確定した額等 課税標準(人) 税率(円) 税額(円)	差引過不足税額 (円) ⑨=⑦-⑧	
		日～日 一般 日～日 軽減	別紙明細書 のとおり	①	別紙明細書 のとおり	②	
		日～日 一般 日～日 軽減	別紙明細書 のとおり	③	別紙明細書 のとおり	④	申告書提出期限 . . . 申告書提出日 . . .
		日～日 一般 日～日 軽減	別紙明細書 のとおり	⑤	別紙明細書 のとおり	⑥	根拠法令
		計		⑦		⑧	
加算金 ⑩	過少申告加算金(円)	不申告加算金(円)	重加算金(円)	納入すべき額 ⑨+⑩+⑪+⑫	(円)		
納 入 す べ き 合 計 額	本 税 (円)	過少申告加算金(円)	不申告加算金(円)	重加算金(円)	合 計 (円)		
注 意	この不足税額及び加算金額については、指定納期限までに別紙納入書により納入してください。 なお、不足税額については、申告納期限の翌日から指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は、その日数に応じ年7.3%の割合(各年の延滞金特例基準割合(地方税法附則第3条の2第1項に規定する延滞金特例基準割合をいう。以下同じ。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し、その期間経過後はその日数に応じ年14.6%の割合(各年の延滞金特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入してください。						
教 示	1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。 なお、審査請求書(2通)は、知事宛てにして、当広域本部を経由して提出してください。 2 処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。 ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。						

(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第14号の2の3様式及び別記第14号の2の4様式中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める。  
 別記第27号様式を次のように改める。

別記第27号様式(第18条関係)

様

年 月 日  
 熊本県 広域本部長  
 熊本県自動車税事務所長

督 促 状

納税者番号	調定年度	期別	課税区分	申告日/調定日
※	※			
税目	本税(円)	延滞金(円)		
税目	本税(円)	延滞金(円)		
税目	本税(円)	延滞金(円)		
課税地	加算金(円)	重加算金(円)		

あなたの県税が上記のとおり滞納になっていますので、次の記載事項を参照の上、納税通知書又は納付書若しくは納入書により至急納めてください。

御案内

1 滞納処分

この督促状を発した日から起算して10日を経過した日まで完納されないときは、国税徴収法の規定による滞納処分の例により預金・給与その他の財産の差押えの処分を受けることになります。

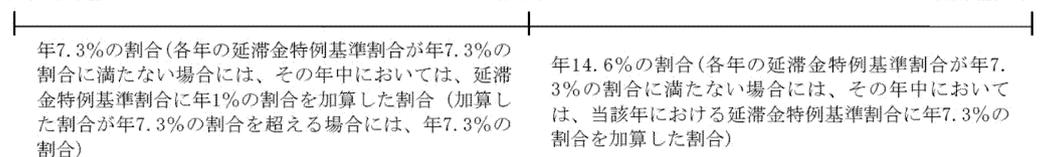
2 延滞金の計算

延滞金は、次のとおり、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間はその日数に応じ年7.3%の割合(各年の延滞金特例基準割合(地方税法附則第3条の2第1項に規定する延滞金特例基準割合をいう。以下同じ。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)を乗じて計算し、その期間経過後はその日数に応じ年14.6%の割合(各年の延滞金特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合)を乗じて計算します。ただし、計算方法が異なる場合もありますので、詳しいことは広域本部にお尋ねください。

納期限の翌日

1箇月

税金完納の日



3 納付又は納入の場所

教示

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。また、地方税法第19条の4第1号に規定する日が上記の期限よりも先に到来する場合は、同号に規定する日後は、審査請求をすることができなくなります。

なお、審査請求書(2通)は、熊本県知事宛てにして、当広域本部(自動車税事務所)を経由して提出することができます。

2 処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、(2)又は(3)に該当する場合においても、地方税法第19条の4第1号に規定する日後は、この処分の取消しの訴えを提起することができません。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(注) 税目により、必要な事項について所要の調整を行うこと。

附 則

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県税条例施行規則の規定により交付されている通知書等は、改正後の熊本県税条例施行規則の規定により交付された通知書等とみなす。

熊本県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第61号

熊本県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則  
熊本県産業廃棄物税条例施行規則（平成17年熊本県規則第3号）の一部を次のように改正する。

別記第11号様式中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県産業廃棄物税条例施行規則の規定により交付されている通知書は、改正後の熊本県産業廃棄物税条例施行規則の規定により交付された通知書とみなす。

訓 令

熊本県訓令第69号

本庁各部（公室・局）課（グループ）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令  
熊本県税事務取扱規程（昭和47年熊本県訓令第9号）の一部を次のように改正する。  
別記第164号様式(表)並びに別記第186号様式(その1)(注)及び同様式(その2)(注)中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に存する改正前の熊本県税事務取扱規程に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。